特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費の支給に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は，医療福祉費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを，ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和4年6月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費の支給に関する事務
②事務の概要	「水戸市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年水戸市条例第33号）」の規定に従い，妊産婦，子ども，母子家庭の母子，父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため，その医療費の一部の助成を行う。 この医療福祉費支給の事務に当たり，「水戸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「番号利用条例」という。）の規定により特定個人情報を取り扱う具体的な事務は以下のとおり。 ①申請者からの届出により資格の得喪・変更などの台帳を整備し資格情報の管理を行う。 ②医療福祉費支給対象者の判定を行うために世帯員の課税状況を確認し，受給者証の交付を行う。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部を支給する。
③システムの名称	医療助成システム，宛名管理システム，共通基盤システム，口座管理システム，団体内統合宛名システム， 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
医療助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所　保健医療部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　総務部総務法制課 電話番号　029-232-9116

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号　310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所　保健医療部国保年金課 電話番号　029-232-9166

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案) 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	事後	
令和4年6月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か　令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か　令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。